

資料 3 3 危険物貯蔵所等所在区域

(単位：ℓ)

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
浜中漁業協同組合 62-2121 (代表) 62-2649 (給油所)	霧多布東 1	屋外給油 (船舶専用)	重油	60,000
		一般 (小口詰替専用)	重油	10,000
		屋外タンク	重油	300,000
		地下タンク	灯油	1,900
		移動タンク (車番 4971)	灯・軽・A 重油	3,700
	新川西 1-131	屋外給油	ガソリン	26,880
			軽油	19,200
			灯油	28,800
			廃油	1,920
		一般 (小口詰替専用)	軽油	50,000
		地下タンク	軽油	49,000
		移動タンク (車番 416)	灯・軽油	4,000
			重油	4,000
		移動タンク (車番 4295)	灯・軽油	4,000
			重油	
		移動タンク (車番 408)	灯・軽油	4,000
		移動タンク (車番 3727)	灯・軽油	4,000
			重油	
		東邦物産(株) 62-2075 62-2621 (給油所)	霧多布東 2-1-49	屋外給油
軽油	5,000			
灯油	10,000			
移動タンク (車番 5821)	灯・軽・重 油		4,000	
	移動タンク (車番 4375)		灯油	4,000
			軽油	
軽油				
	霧多布東 1-2-44	一般 (小口詰替専用)	灯油	10,000
浜中町農業協同組合 65-2121	茶内原野 西 2 線	屋外給油	ガソリン	20,000
			軽油	20,000
			灯油	10,000
			廃油	1,890
	姉別 3 丁目	屋外給油	ガソリン	7,000
			軽油	3,000
	茶内橋北西 8 番	一般 (充填)	灯油	20,000
			軽油	20,000
地下タンク		灯油	98,000	
		軽油	98,000	

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
(有)中原電気商会 65-2462	茶内西2線 128	屋外給油	ガソリン	23,040
			軽油	15,360
		一般（小口詰替専用）	灯油	10,000
			軽油	10,000
			重油	10,000
		地下タンク	灯・軽油	98,000
			A重油	9,600
移動タンク（車番 4510）	灯・軽油	3,800		
移動タンク（車番 5273）	灯・軽・重油	3,800		
移動タンク（車番 1484）	灯・軽・重油	4,000		
(有)曲田石油 67-2136	火散布 19	屋外給油	ガソリン	16,000
			軽油	1,700
			廃・灯油	各2,000
	火散布 1-7	一般（小口詰替専用）	灯油	6,000
			重油	6,000
			軽油	6,000
	火散布 117	屋外タンク	重油	28,800
灯油			28,800	
軽油			30,000	
移動タンク（車番 5078）			灯・軽・重油	3,500
移動タンク（車番 1410）	灯・軽・重油	6,000		
散布漁業協同組合 67-2111	火散布 188	屋外給油（船舶専用）	重油	70,000
		一般（小口詰替専用）	重油	16,000
		屋外タンク	重油	70,000
丸物出口興産 64-2211	熊牛基線 12	屋外給油	ガソリン	19,200
			軽油	19,200
	地下タンク	軽油	14,000	
		灯油	6,000	
	浜中桜北 125	移動タンク（車番 3824）	灯油	4,000
			軽油	4,000
	移動タンク（車番 6022）	灯油	3,600	
		軽油	3,600	
浜中桜北 77	地下タンク	灯油	25,000	
		軽油	35,000	
一般（小口詰替専用）	灯油	3,750		
	軽油	5,750		
浜中桜北 125	爆薬・雷管	爆薬 電気雷管	1,890 kg 2,000 個	
浜中運輸株式会社 64-2116	茶内橋北東 9	移動タンク（車番 2210）	灯・軽・重油	4,000
		移動タンク（車番 2912）	灯・軽油	6,000

事業所名	所在地	危険物貯蔵所等の別	貯蔵・取扱品名	数量
(有)石橋組 67-2131	丸山散布 2-63	自 移動タンク(車番 1896)	灯・重油	4,000
		自 移動タンク(車番 1024)	灯・軽・重油	4,000
太平洋興産(株) 浜中 営業所 64-2221	浜中桜北 25	自 給油取扱所	軽油	10,000
(有)丸ワ綿貫商店 65-2339	茶内緑 54	移動タンク貯蔵所(車番 4815)	灯油・軽油	4,000
赤石建設(株) 64-2231	浜中桜北 19	自 移動タンク(車番 2108)	灯油・軽油	4,000
浜中製材協同組合 65-4000	茶内旭 3-6	自 地下タンク貯蔵所	重油	15,000
霧多布湿原センター 65-2779	4 番沢	自 地下タンク貯蔵所	重油	4,000
町立浜中診療所 62-2233	霧多布東 3-1- 40	自 地下タンク貯蔵所	灯油	1,900
浜中町総合文化セン ター 62-3131	霧多布西 3-1- 47	自 屋内タンク貯蔵所	重油	5,500
浜中町温水プール 62-3086	暮帰別西 1- 151	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
霧多布中学校 62-3241	暮帰別西 1- 160	自 地下タンク貯蔵所	重油	11,000
浜中町西円朱別浄水 場 65-2052	西円朱別 西 17 線 398	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
散布小・中学校 67-2324	火散布 123	自 地下タンク貯蔵所	重油	6,000
浜中町総合体育館 62-3144	暮帰別西 1- 151	自 地下タンク貯蔵所	重油	8,000
霧多布高等学校 62-2688	新川東 2-41	自 地下タンク貯蔵所	重油	4,000
茶内小学校 65-2252	茶内橋北西 39	自 一般取扱所	灯油	1,500
浜中町衛生センター 64-2725	茶内東 5 線 36	自 地下タンク貯蔵所	重油	5,000
浜中町ふれあい交流セン ター「ゆうゆ」62-3726	湯沸 432	自 地下タンク貯蔵所	重油	8,000
社会福祉法人浜中福祉会 特別養護老人ホーム「ハ イツ・野いちご」 65-3100	茶内緑 91	自 地下タンク貯蔵所	重油	10,000
(有)今井建設 64-2717	浜中桜南 103	自 移動タンク貯蔵所	灯・軽・ 重油	4,000
農機開発(株) 65-2525	浜中町茶内橋 北 84	自 移動タンク貯蔵所	軽油	3,000

※休止中

資料 3 4 防災資機材倉庫等

●防災倉庫等

設置場所	棟数	面積	所在地
防災倉庫	1	190.38 m ²	霧多布湯沸 435 番地
霧多布小学校体育館災害備蓄庫	1	98.43 m ²	霧多布東 4 条 1 丁目 16 番地
茶内水防倉庫	1	11.79 m ²	茶内若葉 1 丁目 10 番地

●防災資機材の備蓄

設置場所	土のう	土のう袋	スコップ	ツルハシ	電光ドラム	ブルーシート	バケツ
防災倉庫	200	3,200	40	5	12	2	3
霧多布小学校体育館災害備蓄庫							
茶内水防倉庫	150						

設置場所	発電機	懐中電灯	テント	給水袋	ポリタンク		
防災倉庫	2	7					
霧多布小学校体育館災害備蓄庫			11	400	3		
茶内水防倉庫							

資料35 自主防災組織一覧

●自主防災組織

	地 区	名 称	連絡先
1	丸山散布	丸山散布自治会自主防災組織	会長宅

●地区別防災別連絡責任者

	地 区	名 称	連絡先
1	霧多布	一新会	会長宅
2	霧多布	樹徳会	会長宅
3	霧多布	霧多布中央会	会長宅
4	霧多布	共和町内会	会長宅
5	霧多布	水取場自治会	会長宅
6	霧多布	湯沸自治会	会長宅
7	霧多布	暮帰別町内会	会長宅
8	霧多布	新川自治会	会長宅
9	霧多布	仲の浜自治会	会長宅
10	琵琶瀬	琵琶瀬自治会	会長宅
11	散布	渡散布自治会	会長宅
12	散布	火散布自治会	会長宅
13	散布	丸山散布自治会	会長宅
14	散布	藻散布自治会	会長宅
15	榊町	榊町自治会	会長宅
16	奔幌戸	奔幌戸自治会	会長宅
17	貫人・恵茶人	貫人自治会	会長宅
18	浜中市街	浜中市街親交会	会長宅
19	熊牛原野	熊牛連合会	会長宅
20	熊牛原野	浜中東南連合会	会長宅
21	姉別市街・姉別原野	姉別地区連合会	会長宅
22	厚陽	厚陽自治会	会長宅
23	茶内市街	茶内自治会	会長宅
24	茶内原野	茶内農村連合会	会長宅
25	茶内原野	茶内第一連合会	会長宅
26	茶内原野	茶内第三連合会	会長宅
27	西円朱別	西円朱別連合会	会長宅
28	円朱別	円朱別連合会	会長宅

資料 3 6 避難階段・避難経路

番号	施設名	所在地	備考
1	上皇寺避難路	霧多布	総延長 L = 357m
2	榊町避難階段	榊町	

資料 3 7 指定避難所

番号	避難施設	住所	電話番号	収容能力 (人)
1	浜中町役場本庁舎	湯沸 445 番地	62-2111	580
2	ふれあい交流保養センター (ゆうゆ)	湯沸 432 番地	62-3726	500
3	農業者トレーニングセンター	茶内橋北東 33 番地	65-2266 65-2903	880
4	茶内コミュニティセンター	茶内若葉 1 丁目 10 番地	65-2079	460
5	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	浜中東 6 線 60 番地	64-3000	270
6	浜中農村環境改善センター	浜中桜東 36 番地	64-2111 64-2046	490
7	姉別農村環境改善センター	姉別 3 丁目 41 番地	68-6050	410

番号	避難施設	構造	給食 施設	給水 施設	延面積 (㎡)	管理者	夜間等の 緊急連絡先
1	浜中町役場本庁舎	鉄筋	有	有	4,186	総務課長	課長宅
2	ふれあい交流保養センター (ゆうゆ)	鉄筋	有	有	1,530	商工観光 課長	課長宅
3	農業者トレーニングセンター	鉄筋	有	有	1,768	生涯学習 課長	課長宅
4	茶内コミュニティセンター	鉄筋	有	有	924	総務課長	課長宅
5	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	鉄筋	有	有	541	商工観光 課長	課長宅
6	浜中農村環境改善センター	鉄筋	有	有	999	総務課長	課長宅
7	姉別農村環境改善センター	鉄筋	有	有	830	総務課長	課長宅

資料38 指定緊急避難場所

番号	避難場所・施設名	所在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水・内水氾濫	崖崩れ土石流地滑り	津波高潮	地震	大規模な火災	内水氾濫	火山現象
1	浜中町役場本庁舎	湯沸 445	62-2111	580	4,186	●	●	●	●	●	●	●
2	ふれあい交流・保養センター(ゆうゆう)	湯沸 432	62-3726	500	1,530	●	●	●	●	●	●	●
3	アゼチの岬	湯沸				●		●		●		
4	湯沸下海岸高台	湯沸				●		●		●		
5	霧多布岬	湯沸				●		●		●		
6	琵琶瀬展望台(琵琶瀬コンテナ)	琵琶瀬				●		●		●		
7	渡散布防災コンテナ(戸井宅側坂上)	渡散布				●		●		●		
8	渡散布前田宅側坂上	渡散布				●		●		●		
9	養老散布坂上	養老散布(道有林内)				●		●		●		
10	火散布防災コンテナ(琵琶瀬方面高台)	火散布(道有林内)				●		●		●		
11	丸山散布防災コンテナ(散布トンネル頂上)	藻散布(道有林内)				●		●		●		
12	藻散布防災コンテナ(散布トンネル頂上)	藻散布				●		●		●		
13	藻散布厚岸方面高台	藻散布(道有林内)				●		●		●		
14	榊町憩いの広場	榊町				●		●		●		
15	旧森林公園(榊町神社裏高台)	榊町				●		●		●		

番号	避難場所・施設名	所在	電話	収容能力(人)	延面積(m ²)	対象とする異常な現象の種類						
						洪水・内水 氾濫	崖崩れ 土石流 地滑り	津波 高潮	地震	大規模 な火災	内水 氾濫	火山 現象
16	農業者トレーニングセンター	茶内橋北東33	65-2266	880	1,768	●	●	●	●	●	●	●
17	茶内コミュニティセンター	茶内若葉1-10	65-2079	460	924	●	●	●	●	●	●	●
18	中山間活性化施設 MO-TTOかぜて	浜中東6-60	64-3000	270	541	●	●	●	●	●	●	●
19	浜中小学校	浜中桜西76	64-2023	590	1,186	●	●	●	●	●	●	●
20	浜中中学校	浜中桜西50	64-2120	660	1,327	●	●	●	●	●	●	●
21	浜中農村環境改善センター	浜中桜東36	64-2111	490	999	●	●	●	●	●	●	●
22	姉別農村環境改善センター	姉別3-41	68-6050	410	830	●	●	●	●	●	●	●

資料 39 広域避難場所

地域	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	避難対象区 (通称名)
霧多布 地域	1	霧多布小学校グラウンド	霧多布	7,600	一新会・樹徳会 湯沸自治会
	2	浜中町総合文化センター 駐車場		3,000	共和会 中央会
	3	霧多布スポーツ広場 霧多布港湾用地		15,000	水取場自治会
暮帰別 新川 仲の浜 地域	4	浜中町総合グラウンド	暮帰別	14,500	暮帰別 新川 仲の浜
	5	霧多布中学校グラウンド	新川	14,000	
	6	霧多布高等学校グラウンド	新川	13,000	
琵琶瀬 地域	7	旧琵琶瀬小学校グラウンド	琵琶瀬	9,000	琵琶瀬
散布 地域	8	散布小・中学校グラウンド	火散布	7,700	渡散布・火散布 丸山散布・藻散布
榊町 地域	9	旧榊町小学校グラウンド	榊町	5,100	榊町
奔幌戸 地域	10	旧奔幌戸小学校グラウンド	奔幌戸	4,150	アザラップ・幌戸 奔幌戸・羨古丹
貫人 地域	11	旧貫人小学校グラウンド	貫人	2,500	仙鳳趾・貫人 恵茶人
茶内 地域	12	茶内小学校グラウンド	茶内橋北	11,200	茶内市街外
	13	茶内中学校グラウンド		11,800	
	14	茶内農業者トレーニングセンター前		3,000	
	15	茶内コミュニティセンター駐車場	茶内若葉	25,950	
浜中 地域	16	浜中小・中学校グラウンド	浜中市街	12,380	浜中市街外
姉別 地域	17	旧姉別南小・中学校グラウンド	姉別市街	7,290	姉別市街外
	18	旧姉別小学校グラウンド	姉別南1線	5,180	姉別原野
茶内第一 地域	19	旧茶内第一小学校グラウンド	茶内西7線	1,980	茶内第一区域
茶内第三 地域	20	旧茶内第三小学校グラウンド	茶内西13線	6,000	茶内第三区域
西円朱別 地域	21	旧西円朱別小学校グラウンド	西円朱別西18線	11,700	西円朱別区域
円朱別 地域	22	旧円朱別小学校グラウンド	円朱別西7線	3,700	円朱別区域
厚陽 地域	23	厚陽地区会館前	厚陽92番地	1,500	厚陽

資料４０ 応急救護所として指定する施設一覧

地域	番号	避難施設	電話	収容能力(人)	構造	給食施設	給水施設	延面積(m ²)	管理者	夜間等の緊急連絡先
霧多布	1	浜中町役場本庁舎	62-2111	580	鉄筋	有	有	4,186	総務課長	管理人宅
	2	ふれあい交流保養センター(ゆうゆ)	62-3726	500	鉄筋	有	有	1,530	商工観光課長	課長宅
	3	総合文化センター	62-3131	1,870	鉄筋	有	有	3,757	生涯学習課長	課長宅
	4	老人福祉・母子健康センター	62-3331	410	鉄骨	有	有	829	福祉保健課長	課長宅
	5	勤労青少年ホーム	62-2483	300	鉄骨	有	有	608	商工観光課長	課長宅
新川 仲の浜 暮帰別	6	霧多布中学校	62-3241	1,400	鉄筋	有	有	2,819	学校長	学校長宅
	7	浜中町総合体育館	62-3144	1,630	鉄骨	有	有	3,267	生涯学習課長	課長宅
琵琶瀬	8	旧琵琶瀬小学校		430	鉄筋	有	有	873	管理課長	管理課長宅
散布	9	渡散布住民センター	67-2207	100	木造	有	有	210	総務課長	管理人宅
	10	漁村センター	67-2208	340	鉄筋	有	有	698	総務課長	管理人宅
	11	散布小・中学校	67-2324	1350	鉄筋	有	有	2,700	学校長	学校長宅
	12	散布保育所	67-2307	210	木造	有	有	425	保育所長	所長宅
榑町	13	榑町会館	64-2073	120	木造	有	有	249	総務課長	管理人宅
	14	地域活動支援センター(旧榑町小学校)		470	鉄筋	有	有	947	管理課長	管理課長宅
奔幌戸	15	奔幌戸ふれあい館	64-2051	160	木造	有	有	332	総務課長	管理人宅
貫人	16	貫人会館	68-6424	160	木造	有	有	331	総務課長	管理人宅
	17	旧貫人小学校		370	鉄筋	有	有	741	管理課長	管理課長宅
茶内	18	農業者トレーニングセンター	65-2266	880	鉄筋	有	有	1,768	生涯学習課長	管理人宅
	19	茶内中学校	65-2251	810	鉄筋	有	有	1,637	学校長	学校長宅
	20	茶内コミュニティセンター	65-2079	460	鉄筋	有	有	924	総務課長	管理人宅
浜中 熊牛	21	浜中小学校	64-2023	590	鉄筋	有	有	1,186	学校長	学校長宅
	22	浜中農村環境改善センター	64-2111	490	鉄筋	有	有	999	総務課長	管理人宅
	23	熊牛地区コミュニティセンター	64-2320	80	木造	有	有	175	総務課長	管理人宅
姉別	24	姉別農村環境改善センター	68-6050	410	鉄筋	有	有	833	総務課長	管理人宅
	25	旧姉別小学校		360	鉄筋	有	有	736	管理課長	管理課長宅
茶内第一	26	茶内第一住民センター	65-2233	360	鉄筋	有	有	736	総務課長	管理人宅
茶内第三	27	旧茶内第三小学校		360	鉄筋	有	有	739	管理課長	管理課長宅
西円朱別	28	西円農民研修センター	65-2758	160	木造	有	有	320	総務課長	管理人宅
	29	旧西円朱別小学校	65-2240	610	鉄筋	有	有	1,234	管理課長	管理課長宅
円朱別	30	円朱別会館	65-2311	350	鉄筋	有	有	719	総務課長	管理人宅
厚陽	31	厚陽地区会館	68-6075	80	木造	有	有	178	総務課長	管理人宅

資料 4 1 待避所

番号	施設名	所在	収容人数	連絡先等
1	茶内小学校	茶内橋北西39番地	285	学校長
2	茶内中学校	茶内橋北西39番地	299	学校長
3	茶内第一住民センター	茶内西7線364番地	144	連合会長
4	旧茶内第三小学校(校舎)	茶内西13線85番地	93	教委管理課
5	円朱別会館	円朱別西7線108番地	92	連合会長
6	円朱別地域文化館	円朱別西7線108番地	62	教委生涯学習課
7	西円朱別地域体育館	西円朱別西18線181番地	62	教委生涯学習課
8	茶内第一住民センター	茶内西7線364番地	35	連合会長
9	茶内第三寿の家	茶内西13線85番地	21	連合会長
10	茶内第三母と子の家	茶内西13線85番地	23	連合会長
11	西円朱別農民研修センター	西円朱別西18線183. 185番地	39	連合会長
12	浜中小学校	浜中桜西76番地	214	学校長
13	浜中中学校	浜中桜西50番地	259	学校長
14	すくらむ21	浜中桜東38番地	170	教委生涯学習課
15	熊牛地区コミュニティセンター	浜中基線76番地	21	連合会長
16	旧姉別小学校	姉別南1線172番地	126	教委管理課
17	厚床地区会館	厚陽92番地	22	自治会長

資料 4 2 消防力の現状

1 釧路東部消防組合本部の職員配置

	消防長	総務課	警防課	計
消防本部	1	4	3	8

2 浜中消防署の職員配置

	署長	副署長	主幹	総務係	消防団係	警防係
浜中消防署	1	2	6	2	2	5

	予防指導係	予防広報係	救急係	救助係	計
浜中消防署	3	3	1	2	27

3 浜中消防団の配置（人員は定数）

団本部	第1分団 霧多布	第1分団 榊町	第2分団 浜中	第3分団 茶内	第4分団 散布
	16名(うち、女性消防団10名)	29名	16名	22名	22名
	第5分団 琵琶瀬	第6分団 姉別	第7分団 奔幌戸	計	
	22名	23名	22名	195名	

4 消防自動車等配備状況

所属	指揮車	広報指令車	消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	大型水槽車	救急車	資機材搬送車	水難救助車	小型動力ポンプ
消防署	1	2		2		3	1	1	2
消防団	第1分団		1		1				2
	第1分団榊町		1						1
	第2分団		1						1
	第3分団		1						1
	第4分団		2						2
	第5分団		1						1
	第6分団		1						1
第7分団			1					2	
合計	1	2	10	2	1	3	1	1	13

5 消防水利保有数

地区別	消防水利				現有合計
	現有個数				
	消火栓	防火水槽			
	公設	40 m ³ 級以上	40 m ³ 級未満		
霧多布	23	2		25	
湯沸		3		3	
暮帰別・新川・仲の浜	14	5		19	
茶内	20	4	5	29	
西円朱別・東円朱別・茶内第一・茶内第三	3			3	
琵琶瀬	5	3	1	9	
渡散布	3	1		4	
火散布	4	1		5	
丸山散布	3	1		4	
藻散布	2	1		3	
榊町	5	1		6	
浜中	5	4	1	10	
姉別	1	3	1	5	
奔幌戸	4	2		6	
貫人	1	2		3	
合計	93	33	8	134	

資料43 ヘリコプター離着陸可能地

施設名等	所在地	著名地点からの方向及び距離	広さ (m)	施設管理者及び電話番号
霧多布小学校 グラウンド	霧多布	町役場から東に0.1km	90×78	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
霧多布中学校 グラウンド	新川	町役場から北西に2.3km	94×150	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
浜中町総合 グラウンド	暮帰別	町役場から北西に2.4km	110×130	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧琵琶瀬小学校 グラウンド	琵琶瀬	町役場から南西に4.1km	65×140	浜中町役場総務課 (0153)62-2111
散布小中学校 グラウンド	火散布	町役場から南西に9.7km	67×80	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧榊町小学校 グラウンド	榊町	町役場から北に5.2km	81×70	浜中町役場総務課 (0153)62-2111
旧奔幌戸小学校 グラウンド	奔幌戸	町役場から北に8.6km	66×64	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧貫人小学校 グラウンド	貫人	町役場から北東に12.1km	52×48	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
茶内小学校 グラウンド	茶内橋北	役場茶内支所から北西に 0.8km	78×75	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
浜中小・中学校 グラウンド	浜中桜西	J R 浜中駅から南西に0.2 km	112×50	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧姉別南小・中 学校グラウンド	姉別市街	J R 姉別駅から南東に0.3 km	116×57	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
旧西円朱別小学 校グラウンド	西円朱別	町役場茶内支所から北北西 に10.8km	70×108	浜中町教育委員会 (0153)62-2111
道道霧多布岬線 駐車公園	湯沸	町役場から東に2.7km	74×19	釧路建設管理部厚岸 出張所(0153)52-3615
防災広場	湯沸	町役場から南東に0.2km	90×90	浜中町役場防災対策室 (0153)62-2111

資料 4 4 気象庁震度階級関連説明表

●気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- ※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動による超高層ビルの揺れ ※	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

- ※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

資料45 主要な活断層及び海溝型地震の長期評価

【活断層】

主要断層帯	地震規模	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内		
両館平野西縁断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～17000年	14000年前以後
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20%以下	3600年～5000年程度以上	約5900年前～4900年前
石狩低地東縁断層帯 (主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0～0.001%	1000年～2000年程度	1739年前～1885年
同 (南部)	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度以上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～15000年程度	約11000年前～2200年前
増毛山地東縁断層帯・ 沼田～砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上	不明
同(沼田～砂川付近の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
宮良野断層帯(西部)	7.2程度	ほぼ0～0.03%	ほぼ0～0.05%	ほぼ0～0.1%	4000年程度	2世紀～1739年
同 (東部)	7.2程度	ほぼ0～0.01%	ほぼ0～0.02%	ほぼ0～0.05%	9000年～22000年程度	約4300年前～2400年前
十勝平野断層帯(主部)	8.0程度	0.1～0.2%	0.2～0.3%	0.5～0.6%	17000年～22000年程度	不明
同 (光地断層)	7.2程度	0.1～0.4%	0.2～0.7%	0.5～1%	7000年～21000年程度	約21000年前以後に2回
原津断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年～8000年	約5100年前以後

(注) 平成25年1月1日現在

(出典：千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）)

【海溝型】

十勝沖から択捉島沖にかけて発生した主な地震のマグニチュード等

対象地震及び発生領域	地震発生年月日	地震の発生間隔等	地震規模 ^{注1}			死傷者数 ^{注2}		最大震度 ^{注3}	津波高 ^{注4}	
			M	Mt	Mw	死者・行方不明者	負傷者			
超巨大地震 (17世紀型)	17世紀 ^{注5}	発生間隔は100～800年程度			8.8	—	—			
十勝沖のプレート間巨大地震	1843/ 4/25 ^{注6}	発生間隔は108.9年 発生間隔は51.6年	8.0	8.0		46	—		7.1	
	1952/ 3/ 4 ^{注10}		8.2	8.2	8.1	33	287	6	3以上	
	2003/ 9/26		8.0	8.1	8.3	2	849	6弱	4	
根室沖のプレート間巨大地震	1843/ 4/25 ^{注6}	発生間隔は50.9年 発生間隔は79.2年	8.0	8.0		46	—		7.1	
	1894/ 3/22 ^{注7}		7.9	8.2	8.3	1	6		2-3	
	1973/ 6/17		7.4	8.1	7.8	0	26	5	4	
色丹島沖及び択捉島沖のプレート間巨大地震	1893/ 6/ 4	1839年の地震以降の177.7年間において発生は、5回。	7.7			0	0		2.1-2.4	
	1918/ 9/ 8		8.0	8.5	8.1	24	—		6-12	
	1963/10/13		8.1	8.4	8.5	0	0	4#	4-4.4	
	1969/ 8/12		7.8	8.2	8.2	0	0	4#	2.8	
	1995/12/ 4		7.3	7.7	7.9	—	—	2#	0.2	
プレート間地震 （海溝型）	十勝沖・根室沖	1976年以降の41年間において発生は、3回。	2003/ 9/26 ^{注9}	7.1		7.4	不明 ^{注8}	不明 ^{注8}	6弱	不明 ^{注8}
			2004/11/29	7.1		7.0	0	52	5強	0.1
			2008/ 9/11	7.1	6.8	6.8	0	0	5弱	0.5
プレート間地震 （海溝型）	色丹島沖・択捉島沖	1976年以降の41年間において発生は、3回。	1978/ 3/23	7.0	7.5	7.6	0	0	3#	0.0
			1978/ 3/25	7.3	7.7	7.5	0	0	3#	0.2
			1991/12/22	6.8	7.6	7.6	—	—	2#	0.2
プレート間地震 （津波地震等）	十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震	1900年以降の117年間において発生は、3回。	1952/ 3/ 4 ^{注10}	8.2	8.2	8.1	33	287	6	3以上
			1963/10/20	6.7	7.9	7.8	0	0	1#	10-15
			1975/ 6/10	7.0	7.9	7.5	0	0	1#	4
プレート内地震	やや浅い地震 ^{注8}	1839年の地震以降の177.7年間において発生は、2回。	1958/11/ 7	8.1	8.2	8.4	0	0	5#	3
			1994/10/ 4	8.2	8.2	8.3	0	436	6#	5-10
			1924/ 7/ 1	7.5			—	—	4#	
プレート内地震	やや深い地震 ^{注8}	1900年以降の117年間において発生は、3回。	1978/12/ 6	7.2		7.8	—	—	4#	
			1993/ 1/15	7.5		7.6	2	967	6	

注1：Mの欄は1923年以降は気象庁を、それ以前は宇津（1999）の表に記述されたMを採用することとした。1884年以前のMの値は近代観測が行われる前のものであり、1885年以降のものに比べ信頼性が低い。宇津（1999）は、「1884年以前の震央の緯度・経度とマグニチュードは宇佐美（1996）の書物によるが、同書に範囲として示されているものは範囲の中央値を記入し、また分数は小数に直し小数点以下1桁で打ち切った。」としている。また、宇津（1999）は、「1885～1980年の震源とマグニチュードは宇津の表（宇津、1982、1985）による。」としている。

Mtの欄は阿部（1988、1999）の表に記述されたMtを採用することとした。1999年以降の地震については阿部（1981a）の手法から計算した。

Mwの欄に関しては、ISC（国際地震センター）とGEM（グローバル地震モデル）が作成したISC-GEM Global Instrumental Earthquake Catalogue version 4.0（1900-2013）を採用した。1976年以降であればGlobal CMTを引用していることが多いが、それ以前は確度が低い。

注2：死傷者数の欄は2000年以降は消防庁に、それ以前は宇佐美・他（2013）によった。表中「—」は不明（記録がない）でゼロとは限らない。なお、北方領土の死傷者は必ずしも含まれてはいない（そのような例として北方領土で11名の死者をもたらした1994年北海道東方沖地震が挙げられる）ことに留意する必要がある。

注3：震度は気象庁による。1923年以降に発生した地震のみ記載した。また、1996年9月以降、震度5は震度5弱と5強に、震度6は震度6弱と6強に分けられる。また、値は北海道本島で記録された最大震度であり、北方領土ではより大きな揺れを受けている可能性がある。したがって、色丹島沖以東を震源とする地震の震度には#を付与している。

注4：津波高は渡辺（1998）に記載された最大の値を記した。ただし、十勝沖・根室沖の1843年のプレート間巨大地震は都司・他（2014）、色丹島沖及び択捉島沖のプレート間巨大地震については、1969年はSolov'ev（1978）、1918年は宇佐美・他（2013）による。単位はmで、小数点2位を四捨五入している。最大全振幅記録であった場合は、値を1/2にして計算している。空欄は不明または記録無し。津波高については、波高、痕跡高、浸水高など測定方法が様々で、手法によって同じ津波・地区でも高さが大きく異なる。また、推定値であるものもあり、地形によって局所的に大きくなることもあるため、値は必ずしも最大とは限らず、そのほかの記録に比べて不確実性が大きい。また、北方領土や領域外の千島列島で記録された値も含んでいるが、資料が少なく北海道本島に比べ信頼性は低い。

注5：17世紀に発生した超巨大地震のMwはIoki and Tanioka（2016a）による。発生間隔はSawai et al.（2009）による。

注6：1843年のプレート間巨大地震は、十勝沖と根室沖が連動したと評価し、十勝沖と根室沖の双方の地震として扱う。

注7：1894年の根室半島沖の地震のMwはTanioka et al.（2007）による。

注8：プレート内の地震については、海溝軸外側の地震が発生していないため、沈み込んだプレート内の地震（やや浅い地震、やや深い地震）のみを示した。

注9：2003年9月26日のM7.1の地震については、2003年十勝沖地震（M8.0）の本震の約1時間後に発生した余震であるため、被害や津波高については不明である。この地震は地震発生確率の計算には使用していない。

注10：1952年3月4日の十勝沖の地震については、海溝軸付近まで破壊が達したとする知見があるため、十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震としても扱う。

資料46 道東における想定地震津波

1 建物被害予測結果【浜中町】

根室沖・釧路沖の地震				十勝沖・釧路沖の地震				500年間隔地震				備考
全壊	半壊	床上	床下	全壊	半壊	床上	床下	全壊	半壊	床上	床下	
15	34	28	38	22	19	38	146	470	531	109	111	構造物の効果あり
42	85	178	591	28	116	631	210	723	346	179	46	構造物の効果なし

2 人的被害予測結果（死者数）【浜中町】

根室沖・釧路沖の地震				十勝沖・釧路沖の地震				500年間隔地震				備考
低-夏	低-冬	高-夏	高-冬	低-夏	低-冬	高-夏	高-冬	低-夏	低-冬	高-夏	高-冬	
5	4	1	3	4	3	1	2	48	48	3	5	構造物の効果あり
13	12	2	9	13	12	3	8	57	57	3	6	構造物の効果なし

3 人的被害予測結果（負傷者数）【浜中町】

根室沖・釧路沖の地震				十勝沖・釧路沖の地震				500年間隔地震				備考
重傷夏	重傷冬	中等夏	中等冬	重傷夏	重傷冬	中等夏	中等冬	重傷夏	重傷冬	中等夏	中等冬	
99	107	239	260	85	93	205	2250	135	143	326	346	構造物の効果あり
89	100	215	242	94	103	227	250	143	149	345	351	構造物の効果なし

4 道路被害予測結果（被害延長）【浜中町】

延長(km)	根室沖・釧路沖の地震	十勝沖・釧路沖の地震	500年間隔地震	備考
514.53	19.86	26.60	84.23	構造物の効果あり
	52.76	51.26	87.64	構造物の効果なし

5 道路被害予測結果（被害区間）【浜中町】

区間数	根室沖・釧路沖の地震	十勝沖・釧路沖の地震	500年間隔地震	備考
811	38	67	249	構造物の効果あり
	154	161	264	構造物の効果なし

6 ライフライン被害予想結果

根室沖・釧路沖の地震					十勝沖・釧路沖の地震					500年間隔地震					備考 (効果)
上水道	下水道	ガス	電力	電話	上水道	下水道	ガス	電力	電話	上水道	下水道	ガス	電力	電話	
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	あり
0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	なし

資料47 地震防災上重要施設一覧

番号	施設名	地域	耐震化	浸水域	備考
1	ふれあい交流保養センター（ゆうゆう）	霧多布	○		
2	総合文化センター	霧多布	○	○	
3	老人福祉・母子健康センター	霧多布	○	○	
4	勤労青少年ホーム	霧多布	○	○	
5	霧多布中学校	新川・暮帰別・仲の浜	○	○	
6	浜中町総合体育館	新川・暮帰別・仲の浜	○	○	
7	旧琵琶瀬小学校（校舎）	琵琶瀬	○	○	
8	渡散布住民センター	散布	○	○	
9	漁村センター	散布	○	○	
10	散布小・中学校	散布	○	○	
11	散布保育所	散布	○	○	
12	榊町会館	榊町	○	○	
13	地域活動支援センター（旧榊町小学校）	榊町	○	○	
14	奔幌戸ふれあい館	奔幌戸	○	○	
15	賞人会館	賞人	○	○	
16	旧賞人小学校（校舎）	賞人	○	○	
17	農業者トレーニングセンター	茶内	○		
18	茶内中学校	茶内	○		
19	茶内コミュニティセンター	茶内	○		
20	浜中小学校	浜中・熊牛	○		
21	浜中農村環境改善センター	浜中・熊牛	○		
22	熊牛地区コミュニティセンター	浜中・熊牛	○		
23	姉別農村環境改善センター	姉別	○		
24	旧姉別小学校（校舎）	姉別	○		
25	茶内第一住民センター	茶内第一	○		
26	旧茶内第三小学校（校舎）	茶内第三	○		
27	西円農民研修センター	西円朱別	○		
28	旧西円朱別小学校	西円朱別	○		
29	円朱別会館	円朱別	○		
30	厚陽地区会館	厚陽	○		

資料 4 8 被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判定基準
③ 非住宅被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態のもの。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草畜産物等をいう。</p>
	河川	<p>河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	
砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>	
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	漁港	<p>漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商業被害	商業	商品、原材料等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	工業	工業等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 （1）被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑩ 公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
⑪ 社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設	
⑫ 社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。	
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のものでも特に報告を要すると思われるもの。	

資料 4 9 災害協定一覧

1 市町村間

番号	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道及び道内市町村	平成19年11月5日
2	釧路管内8市町村防災基本協定	釧路市・釧路町・厚岸町・標茶町・弟子屈町・鶴居村・白糠町	平成24年9月24日

2 民間機関等

番号	協定名	締結先	締結年月日
1	災害発生時における浜中町内郵便局と浜中町の協力に関する協定	浜中町内郵便局	平成20年7月24日 平成26年3月3日再締結
2	災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書	社会福祉法人 浜中福祉会	平成22年5月26日
3	災害等の発生時における浜中町と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道LPガス災害対策協議会	平成22年10月4日
4	浜中町と浜中町建設業協会との災害等の発生時における公共施設及び社会基盤の災害応急・復旧活動の支援に関する協定	浜中町建設業協会	平成22年11月24日
5	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	平成23年8月24日
6	災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定	NPO法人 和	平成23年11月28日
7	浜中町と一般財団法人北海道電気保安協会との災害等の発生時における応急・復旧対策活動に関する協定	一般財団法人 北海道電気保安協会	平成24年7月24日
8	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	釧路地方石油業協同組合	平成25年4月8日
9	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	平成26年10月24日
10	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人釧路トラック協会厚岸支部	平成27年6月29日

番号	協 定 名	締結先	締結年月日
11	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株) セコマ	平成30年10月11日
12	災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリービバレッジサービス (株) 北海道営業本部	令和2年5月15日
13	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン 北海道エリアグループ	令和2年5月21日
14	浜中町とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定	ヤマト運輸 (株) 道東主管支店	令和2年11月24日
15	災害時における飲料の提供に関する協定	北海道キリンビバレッジ (株)	令和3年1月21日
16	災害発生時等における厚岸警察署霧多布駐在所の代替施設使用に関する協定	釧路方面厚岸警察署	令和3年11月9日
17	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力 (株) 北海道電力ネットワーク (株)	令和3年12月28日